



県章

山形県公報

平成18年4月28日(金)

第1737号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

平成8年4月県告示第370号(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第11条の2に規定する知事が定める金額及び同条第2号に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として知事が定めるもの)の一部改正.....(人事課)...711

指定居宅サービス事業者の指定.....(置賜総合支庁福祉課)...712

県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....(農村計画課)...同

土地改良事業の工事の完了に係る届出.....(庄内総合支庁農村計画課)...同

民有保安林の指定の解除.....(森林課)...713

基本測量の実施の通知.....(管理課)...同

道路の位置の指定.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)...714

県道の供用の開始.....(最上総合支庁建設総務課)...同

開発行為に関する工事の完了.....(村山総合支庁建築課)...同

教育委員会関係

告 示

山形県指定有形文化財の指定の解除.....同

山形県指定無形民俗文化財の指定.....715

公 告

特定調達契約に係る落札者の公告.....(出納局)...同

特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....(公安委員会)...同

告 示

山形県告示第466号

平成8年4月県告示第370号(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第11条の2に規定する知事が定める金額及び同条第2号に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として知事が定めるもの)の一部を次のように改正し、改正後の2 条例第11条の2第2号に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として知事が定めるものの項の規定(各号列記以外の部分を除く。)は、平成18年4月1日から適用する。ただし、1 条例第11条の2に規定する知事が定める金額の項の改正規定は同年5月1日から、「同条第2号に規定する身体障害者療護施設その他これ」を「同条第3号に規定する障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)」に改める改正規定及び2 条例第11条の2第2号に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として知事が定めるものの項の改正規定(同項第3号を削る部分を除く。)は同年10月1日から施行する。

平成18年4月28日

山形県知事 齋 藤 弘

「同条第2号に規定する身体障害者療護施設その他これ」を「同条第3号に規定する障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)」に改める。

1 条例第11条の2に規定する知事が定める金額の項の表常時介護を要する状態の項中「104,970円」を「104,590円」に、「56,950円」を「56,710円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,490円」を「52,300円」に、

「28,480円」を「28,360円」に改める。

2 条例第11条の2第2号に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として知事が定めるものの項中「第11条の2第2号に規定する身体障害者療護施設その他これ」を「第11条の2第3号に規定する障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)」に改め、同項第3号を削る。

山形県告示第467号

介護保険法(平成9年法律第123号)第44条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年4月28日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社三友医療 米沢市相生町7番52号	有限会社三友医療福祉用具事業所 米沢市相生町7番52号	特定福祉用具販売	平成18.4.17
小国ガスエネルギー株式会社 西置賜郡小国町緑町三丁目43番地	アインクサービスおぐに 西置賜郡小国町緑町三丁目43番地	特定福祉用具販売	同
エヌ・デーソフトウェア株式会社 南陽市漆山1306-7	ほのぼのケアサービス福祉用具レンタル 南陽市漆山1306-7	特定福祉用具販売	同

山形県告示第468号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成18年4月28日

山形県知事 齋 藤 弘

事業名	地区名	工事完了年月日
一般農道整備事業	長 瀬 西 部	平成18年3月31日
農村地域環境保全整備事業	湯 沢	平成18年3月31日
ため池等整備事業	田 ノ 頭	平成18年3月31日
ため池等整備事業	稲 沢 沼	平成18年3月31日

山形県告示第469号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成18年4月28日

山形県知事 齋 藤 弘

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事完了年月日
庄内赤川土地改良区	林 崎	基盤整備促進事業	平成18年2月28日
八沢川土地改良区	石 山	同	平成18年3月27日
大町溝土地改良区	飛 鳥	同	平成18年3月30日

同	上北目	同	同
---	-----	---	---

山形県告示第470号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成18年4月28日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
鶴岡市西沼字砂停原57 - 2、393、426から432まで、439、440
- (2) 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- (3) 保安林解除の理由
指定理由の消滅
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
鶴岡市茨新田字千花山160、161、218、219、224、225、229、232、235、236、239、240、241、246、250、251、259、260、264
- (2) 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- (3) 保安林解除の理由
指定理由の消滅
- 3 (1) 解除に係る保安林の所在場所
鶴岡市下川字七窪215、221、222、228、229、長崎字下畑618から621まで、626から629まで、632、633、637、638、641、642、644、645、647、648、650、651、654から656まで、658、659、661、662、664 665、667、668、670から672まで、674、675、678から680まで、682から684まで、687、688、690、691、693、694、696、697、700、702、704、705、709から711まで、713、714、716から720まで、723から725まで、727、728、730、731、733、734、736、737、739、740、742、743、746から748まで、750、751、753、754、757、758、字花見原428から430まで、432、433、435から437まで、439、446、451、456、457、467、472、473、478、479、484、485、490、491、492、497、502、541、542
- (2) 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- (3) 保安林解除の理由
指定理由の消滅
(関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第471号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成18年4月28日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 基本測量を実施する地域
山形市、酒田市、新庄市
- 2 基本測量を実施する期間
平成18年6月1日から平成19年3月16日まで
- 3 作業の種類
基本測量（基本重力測量）

山形県告示第472号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課及び長井市役所において縦覧に供する。

平成18年4月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有置総西建第123号
- 2 指定の場所 長井市清水町二丁目282番1、282番22、282番23
- 3 道路の現況 幅員 5.0メートル
延長32.00メートル
- 4 指定年月日 平成18年4月18日

山形県告示第473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成18年4月28日から同年5月11日まで縦覧に供する。

平成18年4月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 稲沢下野明線
- 2 供用開始の区間 最上郡金山町大字下野明字松ノ木1896番から
同 字中下堰南387番4まで
- 3 供用開始の期日 平成18年4月28日

山形県告示第474号

次の開発行為は、完了した。

平成18年4月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号 平成18年3月29日 指令村総建第5066号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 東根市大字東根元東根字一本木5998番3、5999番1、5999番2、5999番3、6000番1、6001番1、6002番1、6002番2、6003番、6006番1
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東根市大字東根甲6000番地の1
有限会社 阿部製作所

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第10号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第5条第1項の規定により、次の山形県指定有形文化財の指定を解除する。

平成18年4月28日

山 形 県 教 育 委 員 会
 委 員 長 伊 藤 晴 夫

種 別	名 称	員 数	旧 所 有 者	旧 所 有 者 の 住 所
絵画の部	紙本著色滝猿図 長沢芦雪筆 六曲屏風	1 双	最上谷 直 吉	酒田市船場町

山形県教育委員会告示第11号

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第26条第1項の規定により、山形県指定無形民俗文化財として次のとおり指定する。

平成18年4月28日

山形県教育委員会
委員長 伊藤 晴 夫

種 別	名 称	所 在 地	保 存 団 体
民俗芸能の部	豊烈神社の打毬	山形市桜町	山形豊烈打毬会

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年4月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
山形県広報誌「県民のあゆみ」年間予定数量4,832,000部程度
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県出納局経理課契約担当
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- 3 落札者を決定した日 平成18年4月10日
- 4 落札者の名称及び所在地
藤庄印刷株式会社 山形市北町一丁目3番1号
- 5 落札金額
(1) 4頁版(年8回発行 年間予定数量3,220,000部程度)6.30円
(2) 8頁版(年4回発行 年間予定数量1,612,000部程度)13.23円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成18年2月28日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年4月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 随意契約に係る物品等及び特定役務の名称及び数量
電子計算機の賃貸借及び保守 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成18年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 195,189,120円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

平成18年 4月28日印刷
平成18年 4月28日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056